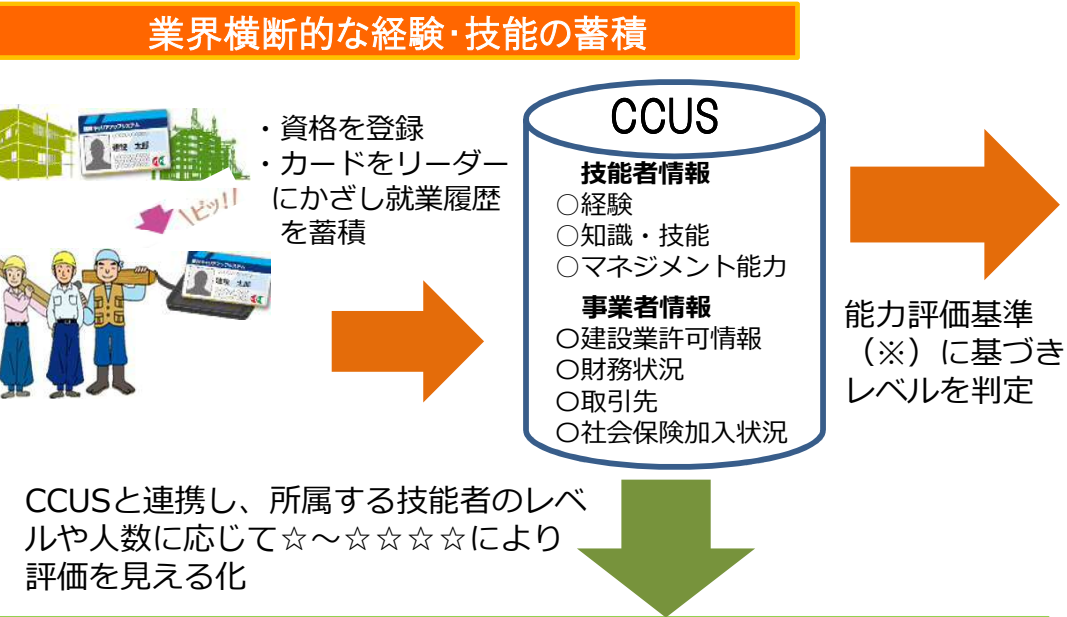


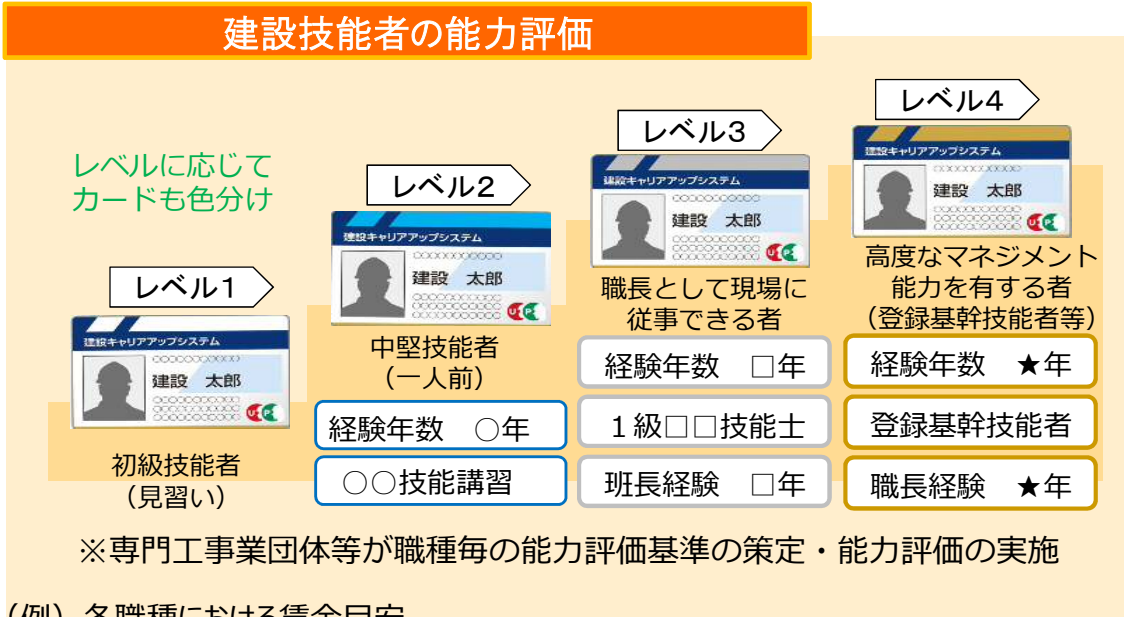
2. 建設キャリアアップシステムについて

- 「建設キャリアアップシステム（CCUS）」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの



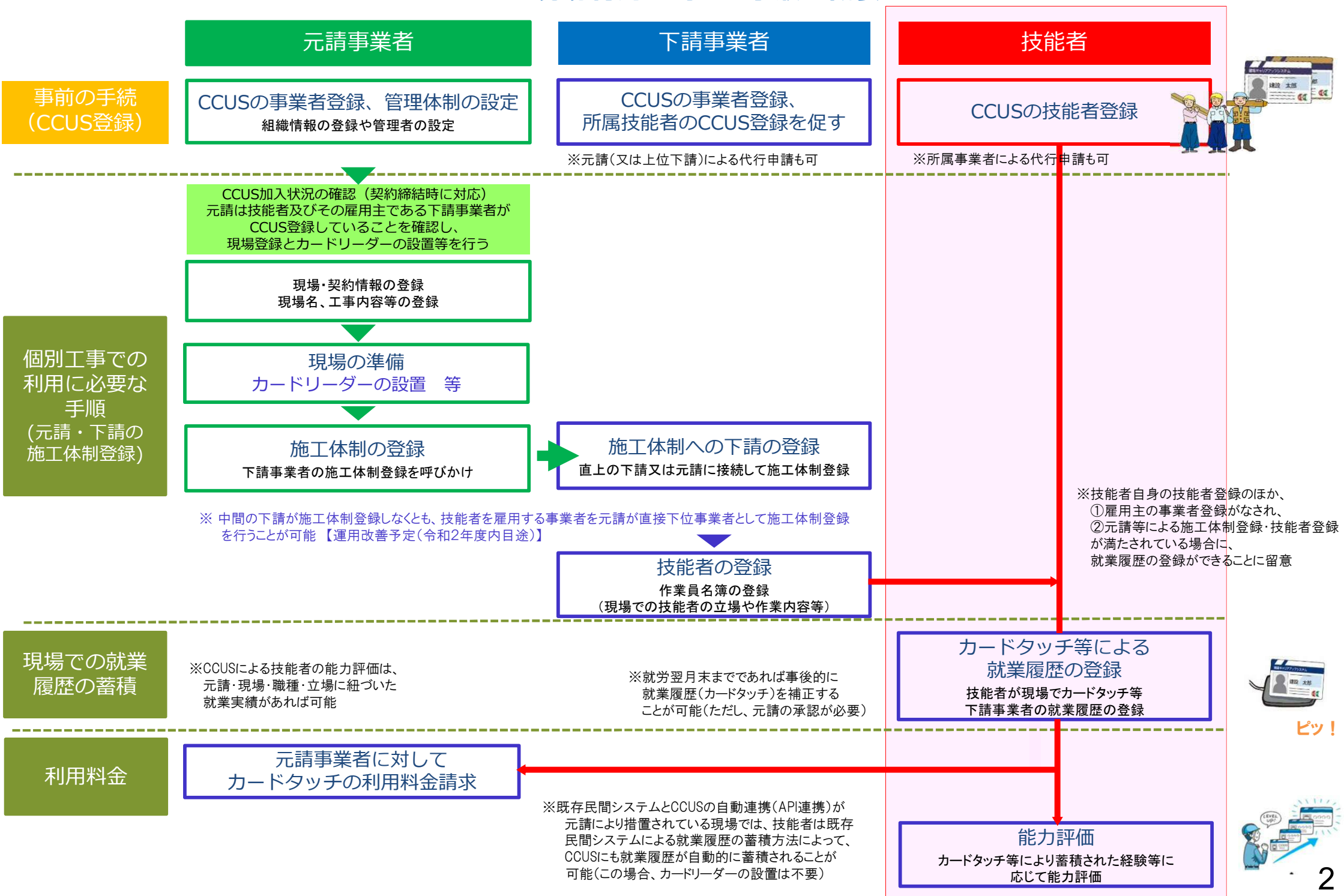
専門工事企業に見える化

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	取引銀行；△△銀行○○支店
	専門工事業団体加入	取引先；●●建設、▼▼工務店
	建設技能者の人数	○○名（直用）
コンプライアンス ☆☆☆☆	施工現場	専門工事業団体に加入
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	キャリアアップカードの保有人数 ○○名
	社会保険加入状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無



呼称	団体	賃金目安（年収）の設定額		
		レベル2	レベル3	レベル4
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	550万円	640～590万円	820～620万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	400万円	600万円	700万円
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	750～500万円	1100～850万円	1200万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会	462～344万円	673～576万円	723～620万円

CCUS現場利用に向けた手順の概要



- 現場に設置する機器類（パソコンやカードリーダー等）やインターネット環境は**元請事業者が準備**
- 就業履歴を蓄積するための**就業履歴登録アプリ（建レコ）**を**事前にインストールする** ※アプリ「建レコ」は、ホームページから無料でダウンロード可能
- ※インターネット環境が用意できない現場では、就業履歴を事後に直接システムへ登録することも可能（ただし、事後の登録の際に元請事業者の承認が必要）
- ※このほか、既存民間システムとCCUSの連携により、既存民間システムのカードリーダー等で蓄積される就業履歴情報をCCUSに自動蓄積することも可能（この場合は既存民間システムのカードリーダー等の機器をそのまま使用できるため、新たな設備投資は不要）

現場設置イメージ



現場内での周知啓蒙用ポスターはホームページの『現場運用マニュアル』のページからダウンロード

【用意する機器・環境について】

技能者の就業履歴を蓄積するためには、以下の①②③の機器・環境と、就業履歴登録アプリ「建レコ」が必要

①インターネット接続環境

パソコンの場合



iPad / iPhone の場合



②アプリケーションをインストールする機器



③カードリーダー



カードリーダー
● USB タイプ
● Bluetooth タイプ

パソコン (Windows)



Windowsパソコンとカードリーダーを設置した例

iPad



iPadとカードリーダーをBluetooth接続し、設置した

iPhone



iPhoneとカードリーダーをBluetooth接続し、設置した例

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- 令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- 令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- 令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- 経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- 令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行
 - CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行
- このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- 地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- 上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- 令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- OCCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ

「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた道筋

活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃
運用通知等改正

10月から
電子申請
試行

令和3年度～
CCUS活用電子申請の本格実施
公共工事における掛金充当等に係る
履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄 発注

CCUS義務化モデル工
事及びCCUS活用推奨
モデル工事を試行
地元業界の理解を踏ま
え、Aランク以外の推奨
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS
完全移行と連動した公共・民間工事
でのCCUS完全実施に向けて、段階的
に対象工事を拡大

地公体 発注

先進県で
総合評価等で加点

先進事例を参考に積極的な取組を要請
入契法に基づく措置状況の公表、要請

民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて
積極的な取組を要請

あらゆる工事における
CCUS完全実施

令和3年2月12日

建設業者(関東地方整備局管内)の建設キャリアアップシステム(CCUS)の登録状況等

(参 考)

		技能者ID数	事業者ID数※1			建設業者数
		(R3.1.31現在)	(R3.1.31現在)	うち、建設業者 事業者ID数 (R3.2.12現在)※3	建設業者比	(R2.3.31現在) ※2
①	茨城県	8,423	1,572	1,114	9.3%	12,001
②	栃木県	5,173	1,177	740	10.0%	7,382
③	群馬県	4,451	1,077	644	8.6%	7,463
④	埼玉県	33,509	6,248	3,417	14.5%	23,635
⑤	千葉県	28,505	4,690	2,899	15.6%	18,564
⑥	東京都	50,152	11,789	7,470	17.2%	43,444
⑦	神奈川県	35,653	7,145	4,324	15.4%	28,053
⑧	山梨県	2,407	517	379	10.7%	3,529
⑨	長野県	5,468	983	747	9.8%	7,640
関東地整管内		173,741	35,198	21,734	14.3%	151,711
全 国		463,614	90,403	—	—	472,473

大臣許可業者(R2.3.31現在) ※2			知事許可業者(R2.3.31現在) ※2		
	事業者ID数 (R3.2.12現在) ※3	建設業者比		事業者ID数 (R3.2.12現在) ※3	建設業者比
125	49	39.2%	11,876	1,065	9.0%
83	35	42.2%	7,299	705	9.7%
102	38	37.3%	7,361	606	8.2%
406	140	34.5%	23,229	3,277	14.1%
254	106	41.7%	18,310	2,793	15.3%
2,715	1,021	37.6%	40,729	6,449	15.8%
502	171	34.1%	27,551	4,153	15.1%
32	18	56.3%	3,497	361	10.3%
86	50	58.1%	7,554	697	9.2%
4,305	1,628	37.8%	147,406	20,106	13.6%
10,259	—	—	462,214	—	—

※1 事業者ID数には、建設業の許可を受けていない建設企業(無許可業者)も含まれる。

※2 建設業者数は、国土交通省「建設業許可業者数調査(令和2年3月末現在。同年5月1日公表)」による。

※3 (一財)建設業振興基金の建設キャリアアップシステム公開事業者情報の検索結果(R3.2.12検索)による。



意見交換会の概要

日時：令和2年11月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：防災・減災、国土強靱化の取組の推進や建設キャリアアップシステムの更なる普及・定着に向けた今後の取組について意見交換

赤羽国土交通大臣からの要請等の内容

□ 価格・工期のダンピング

- 民間工事を含め、価格・工期のダンピングは厳に慎んでいただきたい。

□ 防災・減災、国土強靱化

- 必要・十分な予算の確保に努め、「防災・減災が主流となる安全・安心な社会の実現に全力で取り組む。」
- 建設業界の実態として、施工余力に問題がないことを確認したい。

□ 建設キャリアアップシステム (CCUS) について

- 官民施策パッケージに基づき、以下を実施予定。
 - ・本年12月にCCUSを活用した建退共の電子的な積立てを試行し、令和3年度には建退共についてCCUS活用の本格実施
 - ・技能者レベルに応じた賃金支払いの実現に向けた仕組みの検討
 - ・市町村を含む地方公共団体発注工事のCCUS活用の働きかけ強化
- 官民施策パッケージを深化させるため、以下を事務方に指示。
 - ・令和3年度に国直轄等でCCUS活用工事の対象拡大
 - ・公共事業労務費調査においてCCUS登録者の賃金実態の調査分析
- 「業界共通の制度インフラ」として育て、定着させるため、現場での加入促進や技能者が確実に就業履歴を蓄積できる取組を徹底していただきたい。

建設業4団体の取組等

□ 日本建設業連合会

- 受注工事高は横ばいの中、完成工事高は大幅に向上しており、施工余力は十分。「3カ年緊急対策」の内容の拡充、中長期の視点に立ち、必要十分な予算確保をお願いしたい。
- 会員協力会、一次下請けのCCUS加入はほぼ達成。二次下請け以下の加入促進を進めている。将来的なCCUS義務化の方向性の提示、全関係団体に対する具体的な要請・指導をしていただきたい。

□ 全国建設業協会

- 手持ち工事高は近年安定。地域建設業の施工余力は十分。「3カ年緊急対策」の内容の拡充、必要十分な予算確保をお願いしたい。
- CCUSモデル工事を33現場で実施。カードレベルに応じた設計労務単価の導入、建退共の退職金の割増し等をお願いしたい。

□ 全国中小建設業協会

- 全国の中小建設業社の実態として人手不足などの施工能力に問題はない。インフラ老朽化対策など「3カ年緊急対策」の延長・拡充をお願いしたい。
- CCUSモデル現場ちゃんじ工事を11現場で実施。義務化モデル工事を地方公共団体発注工事に拡大してほしい。

□ 建設産業専門団体連合会

- コロナ禍において、価格・工期のダンピング対策をお願いしたい。
- 本年度中の全会員のCCUSのID取得を目標（現在半数弱）公共工事でのリーダーの設置義務化等の検討をお願いしたい。

2-1 地方公共団体発注工事におけるCCUS の活用促進について

(参考)【CCUS】地方公共発注者等に対する活用要請 (骨子)

- CCUSの活用に関する建設業界あて要請を周知するとともに、入札契約適正化指針の趣旨を踏まえ、直轄工事での工事成績評定への加点や先行する県の実組等を参考に、公共工事における活用促進に努めること等を要請
(令和2年4月1日付け国土入企第2号) ※業界団体あて要請(令和2年4月1日付け国土入企第1号、国土建労対第1号)にあわせて通知を発出

要請の骨子

- ① 直轄工事での工事成績評定への加点の実組や、先行する県による総合評価方式等の加点措置について周知するとともに、都道府県等における同様の実組について、積極的な検討と実組を要請
- ② 次回以降の入契調査において、CCUSに関する都道府県等の加点評価の実組状況等について報告を求める方針であることについて周知
- ③ 全建モデル工事など、建設業団体の実組について、積極的に協力することを要請

【参考】『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針』（令和元年10月18日 閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。

都道府県によるCCUSに係る企業評価の導入状況

- 令和2年4月、都道府県等に対して、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえ取組を要請
- 現在、44都道府県において企業評価を導入又は検討中（11県が企業評価を導入、33都道府県で評価の導入を検討）

※今年度から、入契調査等において、市町村を含めた地方公共団体における導入状況をフォローアップ

都道府県名	評価の導入状況	検討項目	都道府県名	評価の導入状況	検討項目
北海道	△	□	滋賀県	◎	—
青森県	△		京都府	△	
岩手県	△	★☆☆	大阪府	△	
宮城県	●	—	兵庫県	△	☆
秋田県	△	☆	奈良県	△	☆☆
山形県			和歌山県	△	□
福島県	◎	—	鳥取県	△	
茨城県	△	□	島根県	△	☆☆
栃木県	◎	—	岡山県	△	★
群馬県	●	—	広島県	△	★☆☆
埼玉県	△	☆	山口県	△	★
千葉県			徳島県	△	□
東京都	△		香川県	△	
神奈川県	△		愛媛県	△	
新潟県			高知県	△	☆☆
富山県	△		福岡県	○	—
石川県	△	□	佐賀県	△	★☆☆
福井県	△	★□	長崎県	◎	—
山梨県	◎	—	熊本県	△	
長野県	◎	—	大分県	△	☆☆
岐阜県	△	☆☆	宮崎県	●	—
静岡県	◎○	—	鹿児島県	△	
愛知県	△		沖縄県	△	★☆☆
三重県	△				

<評価の導入状況>

- 導入済(モデル工事)
- ◎ 導入済(総合評価)
- 導入済(入札参加資格)
- △ 今後評価を検討
- 空欄 評価予定なし

<検討項目>

- ★ 国と類似のモデル工事形式
 - ☆ 個別工事の入札案件(総合評価等)
 - 入札参加資格
 - 空欄 具体的な検討項目は未定
- 国土交通省調べ 等

企業評価の導入状況と加点の例 (R2.12.3現在)

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評価の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象) 等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

■ 評価実施

■ 今後検討

【宮城県】モデル工事を実施

R2年8月より事業者登録(元請)、技能者登録及びカードリーダー設置等を工事成績評価の加点条件とするモデル工事を実施

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式(一部類型を除く)の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

※郡山市が入札参加資格において加点

【静岡県】総合評価等において加点

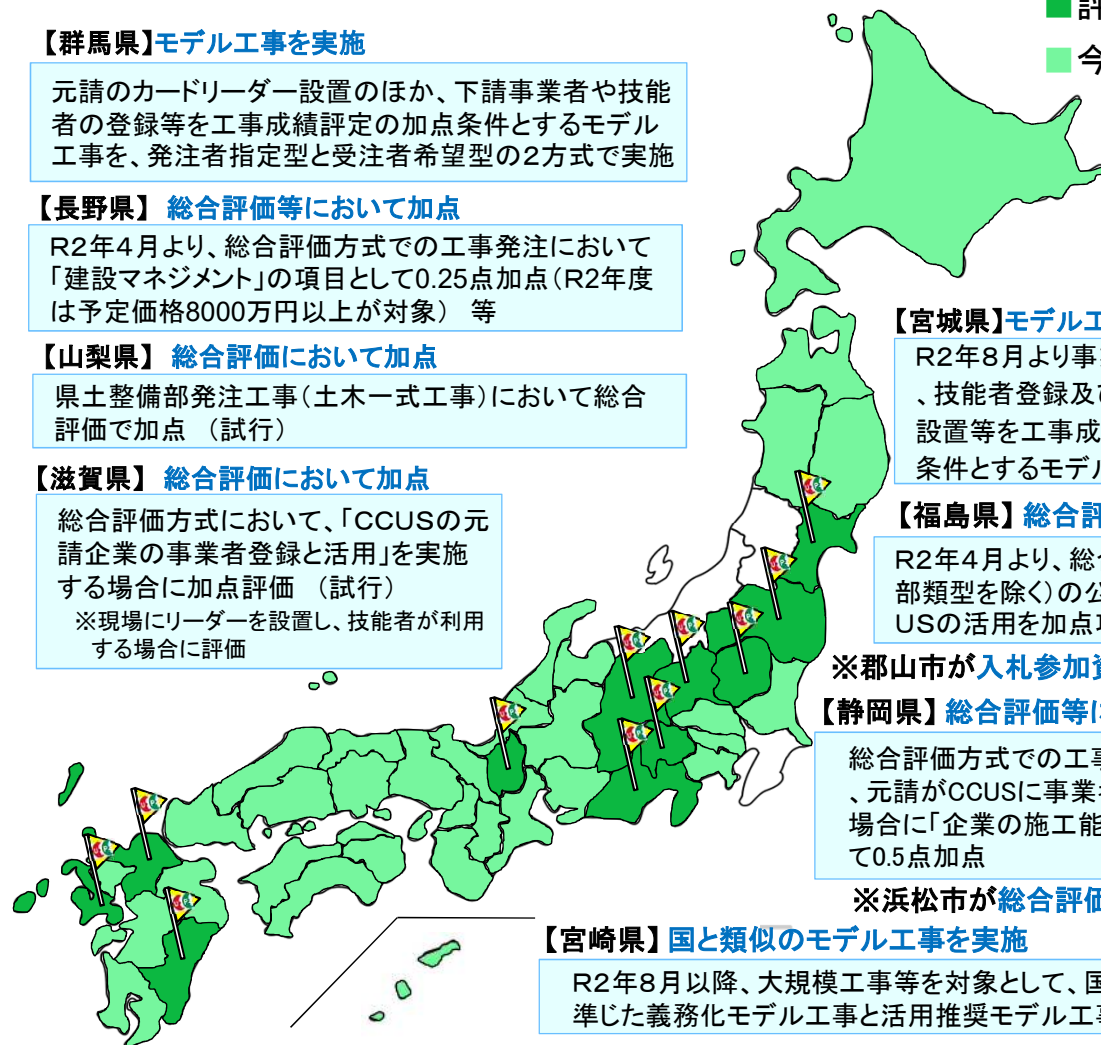
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

※浜松市が総合評価において加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※その他の市町村では、茅ヶ崎市が総合評価における加点を導入済



（参考）公共工事におけるインセンティブの導入事例

CCUSモデル工事等の実施

元請のカードリーダー設置に加え、技能労働者の登録率やカードタッチ率の目標を達成すれば工事成績で加点

国交省直轄工事におけるモデル工事

（一般土木工事（WTO対象）、営繕工事、港湾空港工事）

※地元建設業界の理解があればあればCランク工事でも推奨工事を実施

宮崎県におけるモデル工事

大規模工事等を対象に、国の基準に準じて、義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

宮城県や群馬県におけるモデル工事

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等の一定条件を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を実施（宮城県は発注者選定型、群馬県は発注者指定型と受注者希望型を併用）（施）

カードリーダー設置に対する総合評価での加点

総合評価の対象となる工事において、元請による事業者登録とカードリーダー設置に対して加点

長野県における総合評価の加点

カードリーダーを設置し、技能労働者の就業履歴の蓄積等を誓約する元請事業者に加点

※令和2年度は予定価格8000万円以上（加点は0.25点）

福島県における総合評価の加点

元請がCCUSに登録しカードリーダー設置等する場合に評価

※標準型、簡易型、特別簡易型で実施し、加点は0.25点

※これらの他、競争参加資格審査での加点により元請の事業者登録を促す取組や、下請の事業者登録を促す観点からこれらを総合評価で加点する取組も効果が期待

地方公共団体向けCCUS活用促進 相談窓口

CCUS活用促進に向けたインセンティブ措置の導入に関して、地方公共団体の職員の方を対象に、問合せ・相談に対応します。

「相談内容の例」

- CCUSの制度の概要や活用方法など
- インセンティブ措置の検討に当たっての関連データや技能者、事業者の登録状況の把握方法
- 国土交通省や先行する地方公共団体における取組事例 等

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室
(担当: 渡辺、日置)

対応時間:平日10:00~17:00

電話 番 号:03-5253-8278

メールアドレス: hqt-ccus-support@gxb.mlit.go.jp

※本相談窓口は地方公共団体の職員の方を対象としております。

事業者や技能者の方からの申請方法(審査内容含む)やCCUSの操作方法等に関するお問い合わせについては、(一財)建設業振興基金が運営しているCCUSHP(<https://www.ccus.jp/>)のお問い合わせフォームにて受け付けています。

2-2 建退共のCCUS活用への完全移行

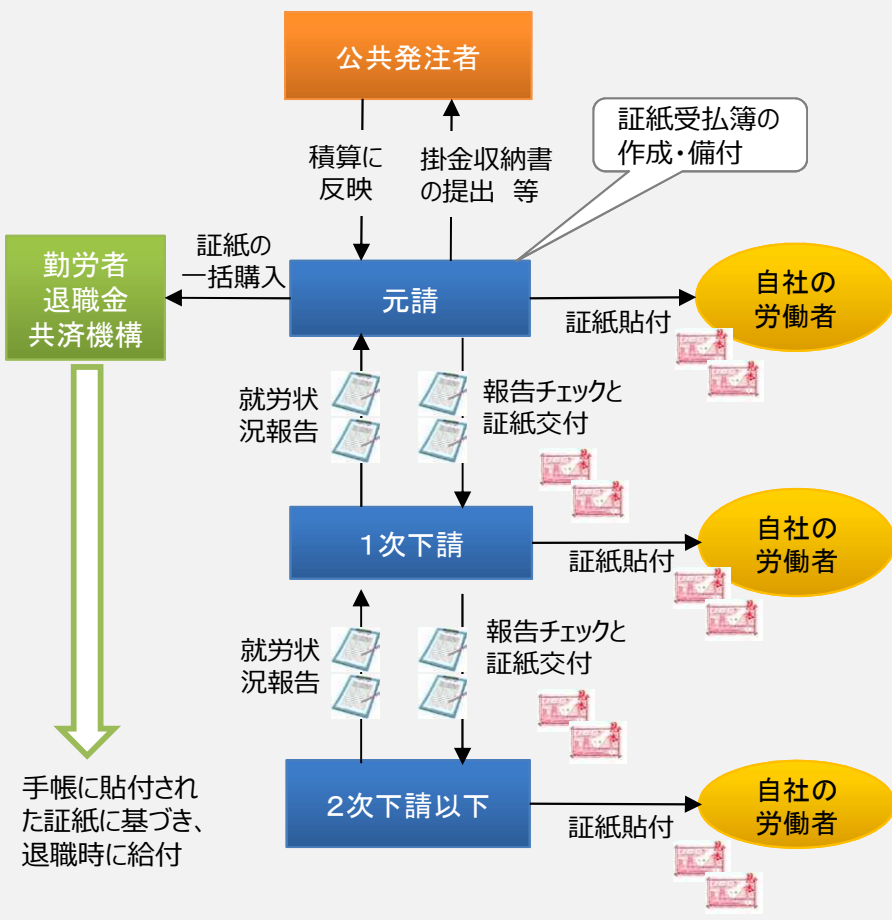
建退共のCCUS活用への完全移行

令和3年度から、技能者本人自身がCCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を本格実施し、令和5年度からCCUS活用に完全移行することで、対象労働者の就労実績を漏れなく建退共退職金の掛金充当につなげ、透明性も向上させる。

現行方式（証紙受払の書面管理）

○**現行の証紙方式**では、数次の下請に雇用される**一人一人の技能者への証紙の確実な交付・貼付には限界**があり、充当状況も正確に確認できないため、公共工事の積算で財源措置されているが、**掛金充当が不徹底**

○**民間工事**で働く労働者への**掛金充当はさらに不徹底**

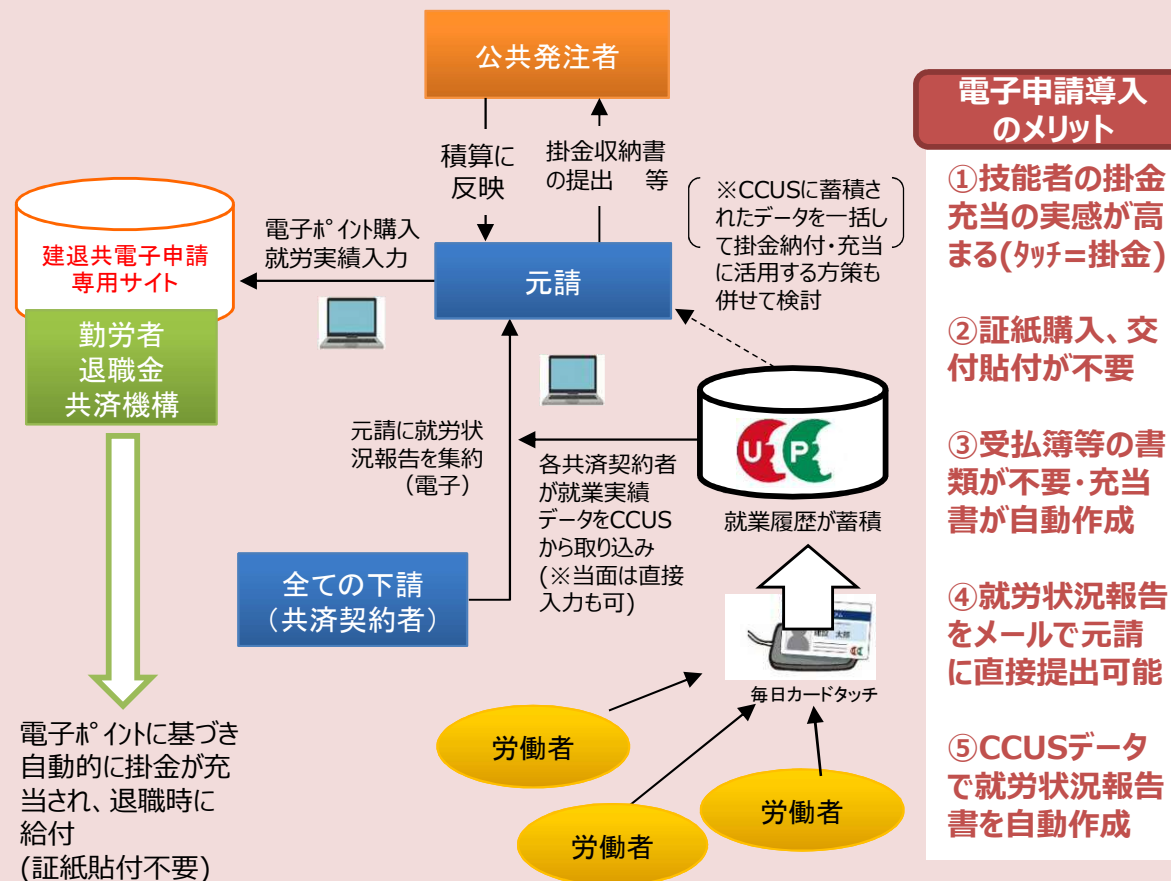


順次移行を促進

CCUS活用電子申請方式

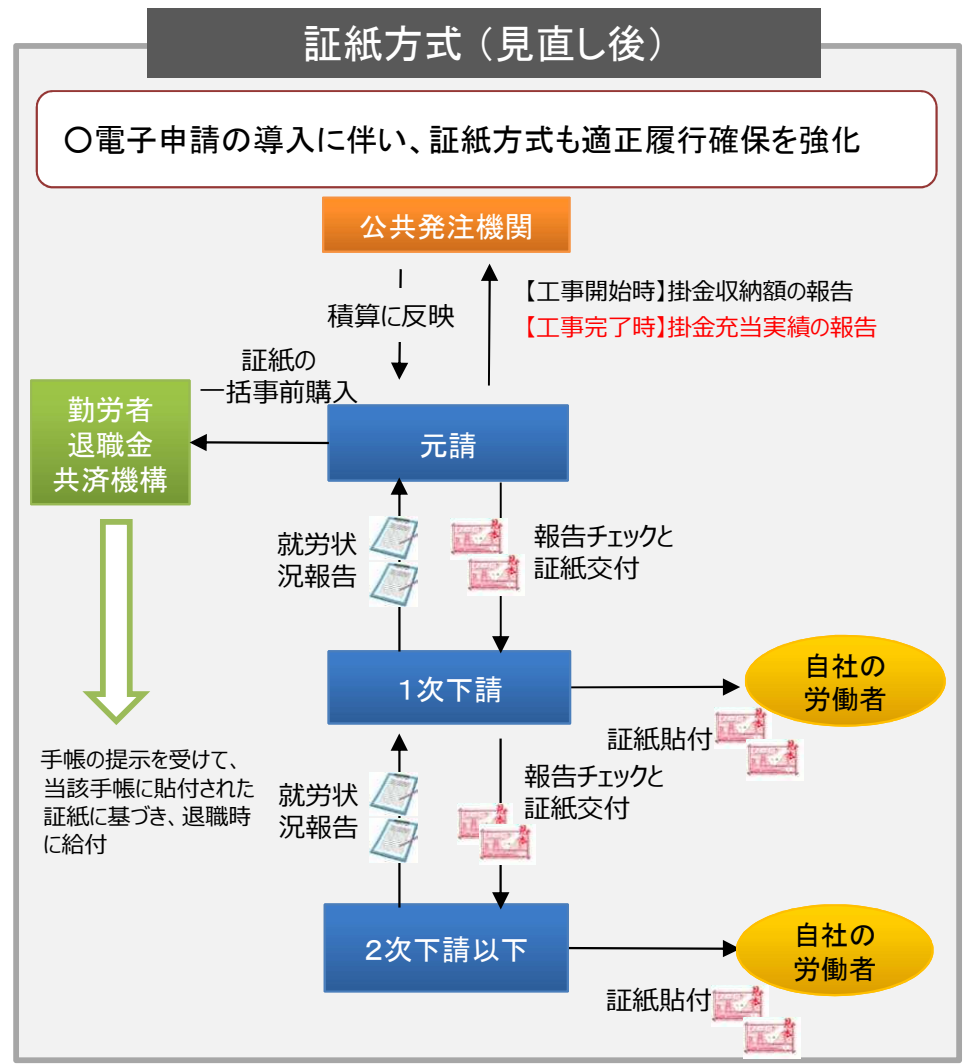
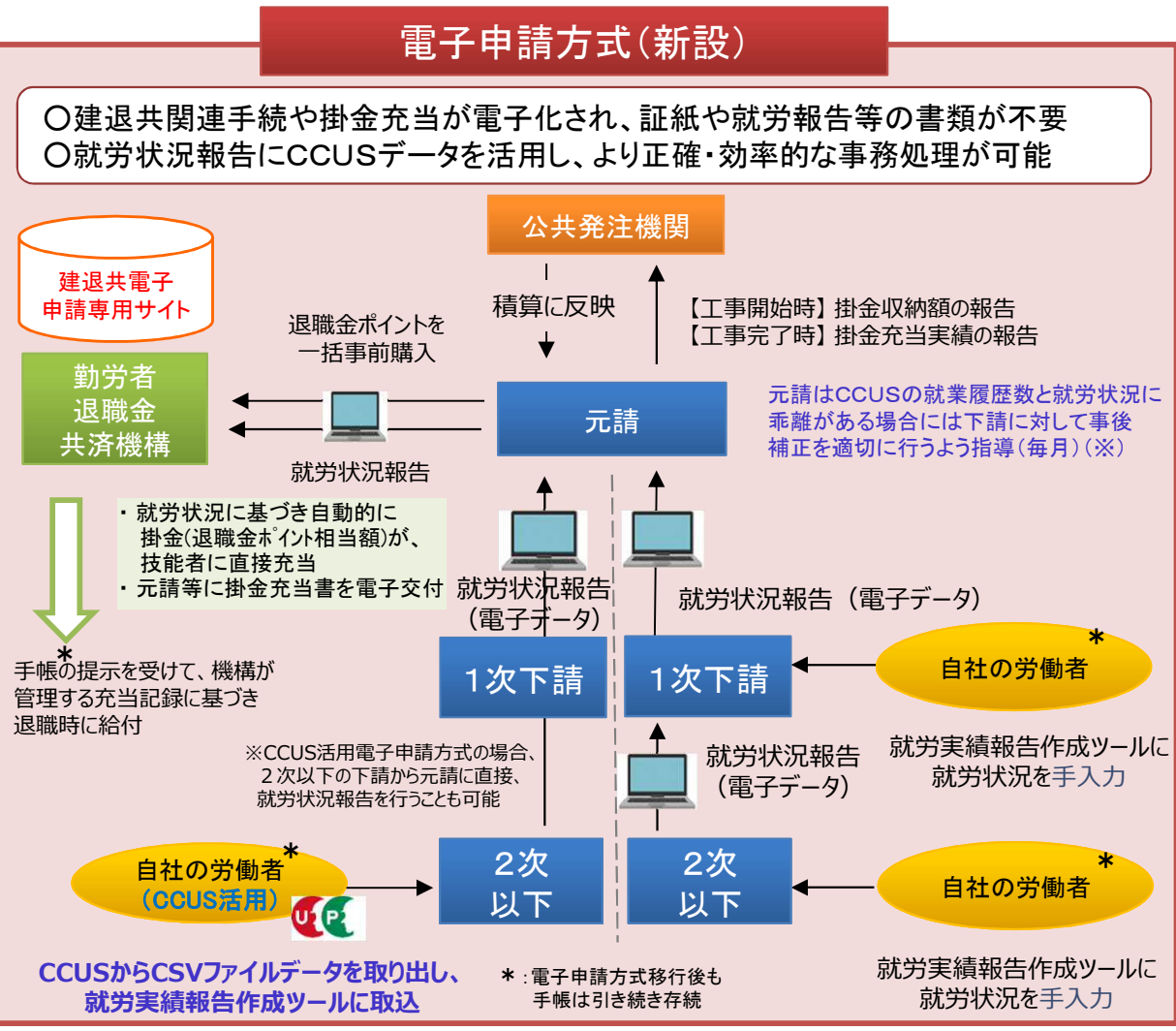
○対象労働者の就労実績を確実に掛金充当につなげるため、**カードタッチでCCUSに蓄積**された就業実績を掛金充当に活用することを**原則化**

○**令和3年度**から電子申請を本格実施し、**公共工事での活用を徹底**しつつ、**令和5年度**からは**民間工事も含め、CCUS活用に完全移行**



新たな建退共制度の概要（令和3年度から運用）

- 建退共制度については、技能労働者の福祉増進等を図る観点から、適正な就労状況の報告と必要な掛金の充当等が重要
 - 公共工事では建退共の掛金が積算で財源措置されており、発注機関の一定の関与のもと、適正履行の確保を図ることが必要
- ➡ **新たに電子申請方式を導入するとともに、従来の証紙方式についても適正履行確保を強化**



（※） CCUSのカードタッチを忘れた等の場合、翌月末までであれば事後的に就業履歴（カードタッチ）を補正することが可能

○元請の処理が著しく不適切であることを把握した場合、発注機関は必要に応じ許可行政庁に通知（許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる）

対策の
考え方

- 令和3年度以降は、掛金充当の確実性と透明性が向上するCCUS活用電子申請方式を推奨し、併せて証紙方式についても、掛金納付額と充当状況にかかる履行確認を強化。必要に応じ、許可行政庁も指導等
- 受注者は、発注毎に、CCUS活用電子申請方式か、証紙方式か、いずれか一方を選択する
- 辞退届による辞退は、明確な根拠がない限り認めない運用とする（CCUS活用の場合、根拠は確認済み）

履行強化策のポイント

契約時	発注者は、就労予定の建退共対象労働者数に比して事前掛金納付額が妥当であるかどうかについても新たに確認する
完成時	発注者は、工事ごとに、対象労働者に掛金が適切に充当されたかどうかを新たに確認するとともに、必要に応じ、許可行政庁の指導等も行う
完成後	

①CCUS活用電子申請方式

○掛金収納書に、新たに掛金購入額の根拠を記載し、契約後1ヶ月以内に提出 ○その際、証紙方式か電子申請方式の別を明らかにする （※CCUSの登録・活用が100%である場合、掛金は、事前納付によらず、工事進捗に応じて納付することも可能とすることを検討）		
（CCUS利用が高い場合）	（CCUS利用が低い場合）	○発注者は、掛金充当実績を特に注意して確認 （元請は、新たに「工事別受払簿」等を作成・提示） ○掛金充当実績（工事別証紙受払簿等）と、全ての下請からの就労報告等を一定期間備付け
○発注者は、掛金の充当実績を簡易に確認	○発注者は、掛金の充当実績を特に注意して確認	
○掛金充当実績のデータを一定期間電磁的に保存		

②証紙方式（履行強化後）

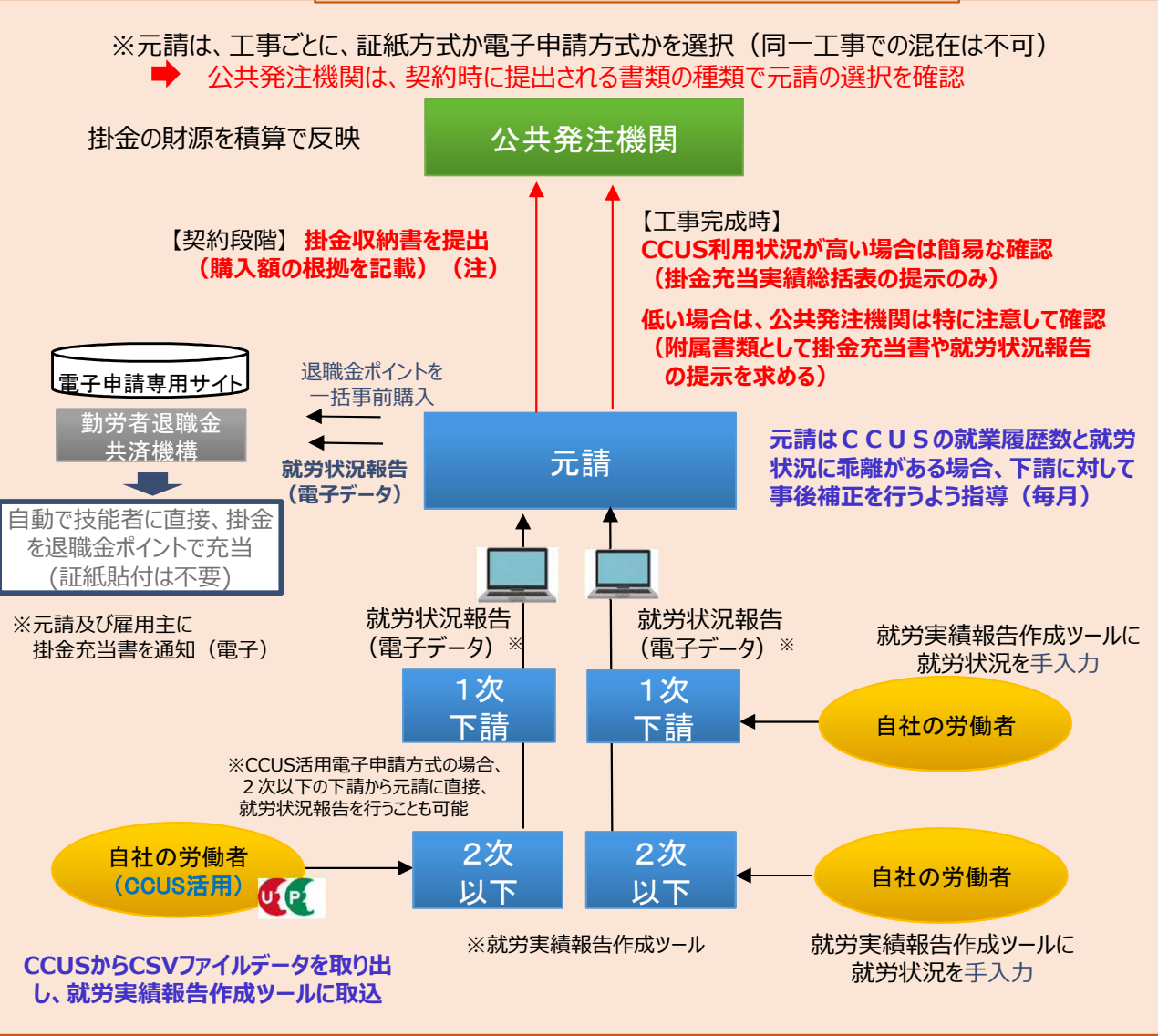
※公共発注者は、建退共対象労働者の確認等のために、必要に応じて、作業員名簿の情報も併せて確認（システムを改修して施行）

以上を通じて、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを発注者が把握した場合、適宜指導、必要に応じ、許可行政庁に通知し、許可行政庁は、指導・助言・勧告等の措置を講じる

①電子申請方式の概要（案）

令和3年4月以降に発注される公共工事から本格実施

電子申請方式 [新規]



【電子申請方式のポイント】

- 証紙方式に比べて、申請と管理に要する事務が軽減
- 就労状況の報告にCCUSを活用し、より正確かつ効率的な申請が可能
（なお、CCUS未登録の間は就労実績報告作成ツールに就労状況を手入力することも可能）
- 公共発注機関も、書類削減や適正履行の確保が図られるメリット
- CCUSの利用状況が高い場合は簡易な確認で足りる（低い場合は特に注意して確認）

【手続に関連する主な様式】

- **掛金収納書（電子申請方式）**【元請⇒発注機関に提出】
契約後40日以内に、元請が発注機関に対し、退職金ポイント購入額やその算出根拠等を報告（注）
- **掛金充当実績総括表**【元請⇒発注機関に提示】
工事完成後、元請は、対象労働者数、延べ就労日数、建退共の掛金日数等を取りまとめ、発注機関に提示
- **作業員名簿**【元請⇒発注機関に提出】
元請は、工事の施工に携わる作業員に関する情報をとりまとめ、施工体制台帳の写しとともに発注機関に提出
- **就労状況報告書（電子）**【下請⇒上位事業者／元請⇒建退共】
下請が元請や上位事業者、被共済者の就労人数と就労状況を毎月報告（日別）し、元請がとりまとめ、建退共に毎月報告（月別）
- **掛金充当書（電子）**【建退共⇒元請・雇用主】
建退共から元請及び雇用主に対し被共済者の掛金充当状況を通知

履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

契約段階

元請事業者による報告等

掛金収納書の提出

- 元請は、下請からの加入労働者数報告書を踏まえ、合理的な方法により算定した数量の退職金ポイントを購入（機構の電子申請専用サイト）※
- 電子申請専用サイトで発行される掛金収納書を、工事契約締結後40日以内に発注機関に提出。その際、退職金ポイントの算定根拠が明記されていることを確認

※退職金ポイントは、充当後の余りが生じないよう必要なポイント数の購入に努め、必要に応じてポイントの追加購入を行うこと（なお、追加購入の際には別途、掛金収納書を発注者に提出すること）

発注機関の対応

- 掛金収納書の退職金ポイント購入額の算定根拠を確認

施工中（毎月）

就労状況報告（電子データ）による申請（毎月）

- 下請は、毎月、元請や上位事業者、被共済者の就労人数と就労状況を電子データで報告。元請はこれを受けて毎月、建退共に退職金ポイントの充当を申請
- ※ 下請はCCUSに蓄積された就業履歴を就労実績報告作成ツールに取り込む方法により作成する（当分の間、手入力による直接入力も可能とする）
- ※ 充当に必要な退職金ポイントが不足する場合、残工期や技能者数等を踏まえ必要な退職金ポイントを追加購入し、就労状況に応じて確実に技能者に充当されるよう措置すること
- ※ 元請は、CCUSの就業履歴蓄積数と技能者の就労状況報告を比較し、就労状況報告に比べて就業履歴数が少ない場合は、当該下請に対して適切にCCUSの事後補正を行うよう指導すること

工事完成時

掛金充当実績総括表による報告

- 元請は、掛金充当実績総括表を作成し、発注機関に提示
- ※ 元請は、あらかじめ、『掛金充当日数』と掛金収納書上の『購入日数』に概ね齟齬がないことを確認し、『掛金充当日数』が『購入日数』を大幅に下回る※場合は、就労状況報告が不十分な疑いがあるため、必要な措置を講じること
（就労状況報告が適切でない場合、下請に対して就労状況報告を是正させ、元請は、掛金充当に必要な退職金ポイントを追加購入するなどにより、不足分の掛金を事後的に充当）
- ※ 元請は、就労状況報告データ（下請からの報告を含む）や掛金充当書を工事後1年間は電子保存

- 掛金充当実績と掛金収納書の事前購入ポイント数を照合
 - ・ CCUS利用率が高い場合は簡易な確認（掛金充当実績総括表の提示のみ）
 - ・ CCUS利用率が低い場合は特に注意して確認（必要に応じ、附属書類として掛金充当書や就労状況報告データの提示等を求める）

履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

契約段階

元請事業者による報告等

掛金収納書の提出

- 元請は、下請事業者からの加入労働者数報告書を踏まえ、合理的な方法により算定した枚数の証紙を委託先金融機関窓口で**共済証紙を購入**※
- 掛金収納書を台紙に貼付し、工事契約締結後1ヶ月以内に発注機関に提出**。その際、証紙購入枚数の算定根拠が明記されていることを確認

○掛金収納書台紙の証紙購入枚数の算定根拠を確認

※共済証紙は、交付後の余りが生じないよう必要な枚数の購入に努め、必要に応じて共済証紙の追加購入を行うこと（なお、追加購入の際には別途、掛金収納書を発注者に提出すること）

施工中（毎月）

就労状況報告（書面）による申請（毎月）

- 下請は、毎月、元請や上位事業者へ、被共済者の就労人数と就労状況を就労状況報告書により報告。**元請はこれらを踏まえ、毎月、下請に対して証紙の必要枚数を交付。原則として、これらを工事別に共済証紙受払簿に記録**
- ※ 充実に必要な共済証紙が不足するに至った場合は、残工期や技能者数等を踏まえ必要な証紙を計算して追加購入の上、就労状況に応じて確実に技能者に証紙が交付されるよう措置
- ※ **元請は、CCUSの就業履歴数と技能者の就労状況報告を比較し、就労状況報告に比べて就業履歴数が少ない場合、当該下請に対して適切にCCUSの事後補正を行うよう指導すること**

工事完成時

掛金充当実績総括表による報告

- 元請は、**掛金充当実績総括表を作成し、発注機関に提示**
- ※元請は、あらかじめ、『掛金充当日数』と掛金収納書上の『証紙枚数』に概ね齟齬がないことを確認し、『掛金充当日数』が『証紙枚数』を大幅に下回る場合は、就労状況報告が不十分な疑いがあるため、必要な措置を講じること
（就労状況報告が適切でない場合、下請に対して就労状況報告を是正させ、元請は、掛金充当に必要な証紙を追加購入するなどにより、不足分の証紙を事後的に技能者に交付）
- ※元請は、就労状況報告書を工事後1年間保存。下請は貼付状況報告書を工事後1年間保存

○掛金充当実績と掛金収納書の証紙購入枚数を照合。原則として、附属書類として工事別受払簿の提示を求め、特に注意して確認

履行確認の結果、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを公共発注機関が把握した場合、適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

建設キャリアアップシステムの完全実施の場合の運用(案)

- 建設キャリアアップシステムや建退共の電子申請方式の導入環境が整った工事から、**順次、建退共事務の効率化**を行う。
- 具体的には、元請事業者が、工事契約締結後 1 か月以内に、**建設キャリアアップシステム100%活用現場**であるものとして以下の**誓約書**を提出した場合、**事前の掛金納付は不要**とする等の**事務の簡素化**を行う。

様式●

誓約書

(発注者名)殿

(工事名)

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について、建退共制度の適切な履行のため、建設キャリアアップシステムの活用を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

- ・ 電子申請方式を利用する工事において、工事を受注する元請事業者が事業者登録をしており、自社で雇用する技能者を技能者登録していること
- ・ 建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳に記載することとなる下請事業者(同条第4項の施工体系図に記載が求められるものをいう。)の全てが建設キャリアアップシステムの登録事業者であること
- ・ 全ての下請事業者から建設キャリアアップシステムへの就労履歴登録情報に基づき建退共掛金を充当することに同意を得ていること
- ・ 作業員名簿に記載することとなる技能者の全てが技能者登録していること
- ・ カードリーダー設置その他の方法により就業履歴を蓄積できる環境を現場に整備していること
- ・ 現場の見えやすい場所に、建退共適用工事である旨の現場標識を掲出すること
- ・ 工事期間中にやむを得ず建設キャリアアップシステム未登録事業者又は未登録技能者を従事させる場合には、掛金充当方法を双方協議し、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入する等、必要な措置を講じること

令和 年 月 日
(所在地)
(受注者名)

以上

左記事項
を誓約し
た場合

完全電子申請方式のメリット

- 掛金納付が事前概算方式ではなく事後精算方式になるため、**余分な掛金収納が不要**に！
- 収納書の提出は、**工事完成後 1 か月以内**でOKに！
- 工事完成時の発注機関による掛金充当状況の**確認手続きが簡素化(書類減)**！
- 元請の指導にもかかわらず、建設キャリアアップシステム・電子申請方式を採用しない下請に対する**掛金一括納付等の代行義務が免除**！

※一定の猶予期間後